

平成 30 年度版

使用料等に係る受益者負担の適正化方針

平成 31 年 3 月

岩内町

目 次

I	使用料等に係る受益者負担の適正化方針について	1
(1)	受益者負担の原則	1
(2)	算定方法の明確化	1
(3)	継続的な運営改善努力	1
II	算定方法について	2
(1)	使用料	2
(2)	手数料	5
III	受益者負担の見直しについて	6
(1)	使用料等の見直しの適用外について	6
(2)	使用料等の見直し手順について	6
(3)	消費税率引上分について	7
IV	料金改定の実施時期について	7
V	使用料・手数料の改定上限率の限度について	7
VI	その他	7
(1)	諸収入等	7
(2)	利用者の利便性向上に向けた取組について	7

I 使用料等に係る受益者負担の適正化方針について

町は、著しい社会情勢の変化や厳しい財政状況の中にあっても、町民の福祉の向上のため、行政運営の効率化を図るとともに、時代に即した良質な公共サービスを提供する必要があります。特定の町民が利益を受ける公共サービスに係る料金については、地方自治法第225条及び第227条並びに町の条例で徴収の根拠や使用料等の額を定め、利用する町民と利用しない町民との間に不均衡が生じないよう、公共サービスの対価として利用者負担を求めております。しかしながら、この使用料等は長年にわたって据え置かれてきたものが多く、町民間における適正な負担による公平性や消費税率の引き上げを踏まえ、見直しが必要な状況となっております。

このような中、平成28年度から町では行政事務の改善に向けた取組を進め、この使用料等の額の適正化を図るために、行政ニーズが高度化・多様化する中で、利用者がどこまで負担すべきか、税金でどこまで賄うべきかについて、町民間における公平かつ適正な受益者負担を目指し、「使用料等に係る受益者負担の適正化方針」を策定することとしました。

(1) 受益者負担の原則

受益者負担とは、町が行う行政サービスにおいて、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、利用しない方との均衡を考慮し、その受益の範囲内で当該行政サービスの対価としての応分の負担をしていただくものです。

受益者から見ると、使用料等は当然安価が望まれるものですが、使用料等（収入）が行政サービスを提供するための費用（支出）を下回る場合、不足分は町税等の公費で補うためサービスを利用しない方に負担を課すこととなり、最終的にこれは町民全體の負担となります。

このため、行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を図るため、受益者負担の原則に基づいた見直しを進めることとします。

(2) 算定方法の明確化

町が受益者に応分の負担を求めるためには、使用料等の算定根拠を明らかにし、町民に分かりやすく説明できるようにする必要があります。

そこで、使用料等の料金原価のあり方や負担割合などの基本的な考え方を示し、算定方法を明確にして、見直しを進めることとします。

(3) 繼続的な運営改善努力

行政サービスの提供を行う町においても、人件費や維持管理経費が使用料等の算定基礎となることから、効率的な施設運営などにより受益者の負担軽減を図る必要があります。

このため、行政評価システムなどに基づきコストを意識した事務事業の改善等を行い、より安価な料金で行政サービスを提供できるよう取組を継続していきます。

また、利用機会の増加を図るため、利用者の利便性向上など、必要に応じて利用者数の増加策を検討・導入していくこととします。

II 算定方法について

(1) 使用料

① 料金原価に含める経費

料金原価に算入する経費は、人件費、物件費、減価償却費に係る経費とします。

a 人件費

一般職員の平均給与額の使用

b 物件費

- ・賃金
- ・需用費（消耗品費、燃料費※、印刷製本費、光熱水費※、修繕料）
- ・役務費（通信運搬費、手数料、保険料）
- ・委託料（施設の管理に係るもの）
- ・使用料及び賃借料
- ・備品購入費（減価償却を伴わないもの）
- ・その他受益者が負担すべきと考えられる当該施設の維持管理や運営に係る経費
- ・施設の大規模改修に係る経費（過去10年以内において実施した経費を減価償却費として算入）

※燃料費及び光熱水費のうち、施設の冷暖房費に係る経費については、別途設定するため除外すること。

c 減価償却費

施設や備品（減価償却を伴うもの）の取得に要した金額を、耐用年数で年度ごとに配分した費用

・減価償却方法：定額法

・算式：減価償却費 = 取得価格 ÷ 耐用年数

・耐用年数：各所管で想定している使用年数又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に基づく年数

※取得価格は、取得に要した補助金、負担金等を控除した額とします。ただし、土地は、時の経過により価値が減少しない資産であり、町の資産として蓄積されるものなので料金原価に含めないものとします。

②施設の性質別負担割合

公の施設を活用して提供するサービスは多様であることから、受益者負担の割合は必需性や公共性の強弱により、次の9つに分類して設定することとします。

a 必需性による分類

性 質	必需的	中 間	選択的
内 容	あらゆる町民が利用できるもの	必需的又は選択的としがたい中間的なもの	あらゆる町民が必ずしも利用しないもの
利用者負担	小		大

b 公共性による分類

性 質	内 容	利用者負担
公共的	ほとんど全ての自治体が提供しているもの	小
中 間	公共的又は市場的としがたい中間的なもの	
市場的	町の施策的に提供しているもの	大

c 受益者負担の割合

性 質	必需的	中 間	選択的
公共的	0 %	2 5 %	5 0 %
中 間	2 5 %	5 0 %	7 5 %
市場的	-	1 0 0 %	1 0 0 %

③使用料の算出方法

使用料の算定方法は、次のとおりとします。なお、算定に用いる経費は、直近の決算額を使用することとします。ただし、年度間で維持管理経費等の額の変動が大きい場合には、直近3年間の平均値としてください。

a 1室当たりの使用料

貸室などの一定のスペースを貸切で使用する施設は、次のとおり算定します。

$$\text{使用料} = 1 \text{ m}^2 \text{ 1時間当たりの単価} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間} \\ \times \text{施設の性質別の受益者負担割合}$$

$$\text{※ } 1 \text{ m}^2 \text{ 1時間当たりの単価} = \text{年間経費} \div \text{貸出総面積} \div \text{年間貸出可能時間}$$

b 1人当たりの使用料

プールなどの不特定多数の個人が同時に利用する施設は、次のとおり算定します。

$$\text{使用料} = \text{1人当たりの単価※} \times \text{性質別の受益者負担割合}$$

$$\text{※1人当たりの単価} = \text{年間経費} \div \text{年間利用者数}$$

c 用途別区分の平均単価の使用

使用料の算定にあたっては、原則として施設の年間経費に基づき算出した施設ごとの単価を使用します。しかし、規模や保有形態などによって施設ごとに維持管理経費等の額が異なるため、同種、同規模の施設であっても、使用料に差が生じる可能性があります。

そのため、同程度の設備を有し同様の用途で使用される施設について、使用料に差があると公平性が損なわれ、利用の偏りも懸念されることから、平均単価を使用することとします。

d 冷暖房費の使用料の設定

施設の使用にあたり、冷暖房の利用に伴う使用料については、通常時の経費に対する増加分を考慮し、実態に応じた割増率等を設定することとします。

e その他

上記のいずれにも適さない場合については、近隣自治体の市場価格を参考とするなど、個別に算定方法を検討し設定することとします。

(2) 手数料

手数料の算定方法は、次のとおりとします。また、算定に用いる経費は、事務処理経費の年度間の変動を考慮し、直近3年間の平均値とします。

なお、公の役務の提供（手数料を対価とするもの）を受けるサービスは、特定の方が利益を受けることが明らかなので、受益者負担割合は、原則100%とします。

①積み上げ算定方式

事務処理経費が固定的な単価で構成されているものは、各単価を積み上げて次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = 1 \text{ 件当たりの事務処理経費}^{\text{※1}}$$

$$\text{※1 事務処理経費} = \text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}^{\text{※2}}$$

$$\begin{aligned} \text{※2 減価償却費} &= \text{備品の減価償却費} (\text{年間当たりの償却分}) \\ &[\text{取得価格} \div \text{耐用年数}] \end{aligned}$$

②総額算定方式

経費の総額を受益者全員で負担すべきものや、1件当たりの経費を算出できないものは、次のとおり算定します。

$$\text{手数料} = \frac{\text{年間事務処理経費}}{\text{年間処理件数}}$$

③その他

①及び②のいずれにも適さない場合については、近隣自治体の市場価格を参考とするなど、個別に算定方法を検討し設定することとします。

III 受益者負担の見直しについて

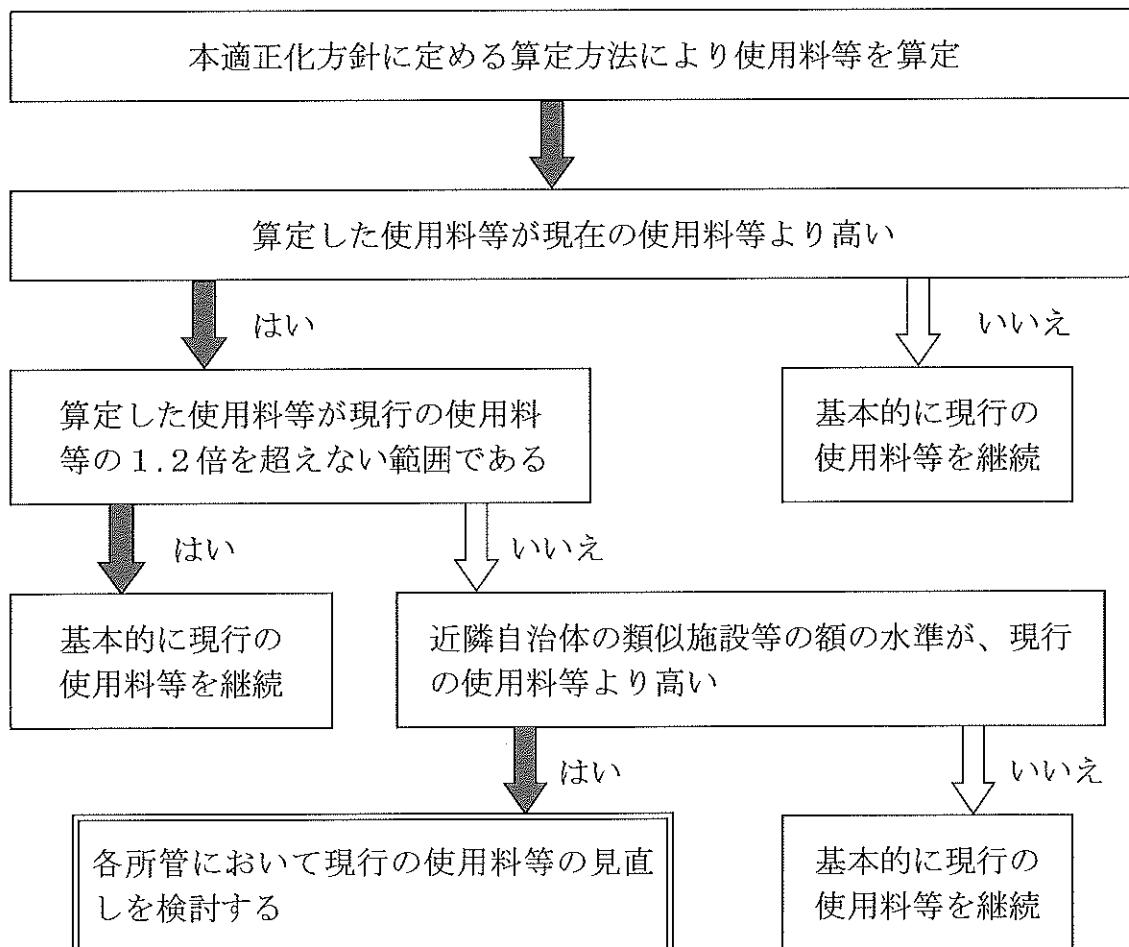
(1) 使用料等の見直しの適用外について

次に掲げるものは、本適正化方針の適用外とします。

- ①法律や政令等により基準が定められているもの
- ②国の指針や北海道の条例等に準拠しているため、町独自に設定することが適當でないもの
- ③地方公営企業法が適用される事業
- ④財産価値をもとに算定するもの
- ⑤本適正化方針での算定が困難なもの

(2) 使用料等の見直し手順について

本適正化方針に基づく使用料等の見直しについては、原則として次の手順で取組むものとします。



(3) 消費税率引上分について

現行の使用料等に転嫁されている消費税率を10%まで引き上げます。なお、使用料等の見直しを実施しない場合についても、消費税率の引き上げに係る使用料等の改定は行うこととします。

IV 料金改定の実施時期について

本適正化方針に基づく新たな使用料等の適用時期は、町民への周知期間などを考え、平成32年4月1日とします。

V 使用料・手数料の改定上限率の限度について

本適正化方針で算定した額について、現行の使用料等との間に著しい差が生じた場合、激変緩和のために改定上限率の限度を設定します。また、長期にわたり使用料等の見直しを実施していないものについては、必要に応じて近隣自治体における市場価格を考慮した料金を設定することとします。

なお、激変緩和のため改定上限率の限度を適用したものについては、本適正化方針で算定した額になるまで計画的、かつ、段階的に引き上げることとします。

現行の使用料・手数料	改定上限率の限度
500円以下	100%
500円を超え1,000円以下	80%
1,000円を超え3,000円以下	50%
3,000円を超え10,000円以下	40%
10,000円を超える	30%

※改定上限率については、消費税抜きでの上限率とします。

VI その他

(1) 諸収入等

諸収入のほか、指定管理者制度による利用料金制を導入している施設や、町の歳入にならない自己負担金など、該当する行政サービスについて、個別に検討し、必要に応じて料金の見直しを行うこととします。

(2) 利用者の利便性向上に向けた取組について

本適正化方針では、利用促進の方策の検討や利用者の利便性向上を図る取組も、併せて検討することとします。